

ヒートアイランド対策大綱の見直しに係る検討について（案）

1. 背景

ヒートアイランド対策については、平成 16 年 3 月に策定されたヒートアイランド対策大綱（以下「大綱」という）を踏まえ、関係府省が連携して対策・調査研究等を推進しているところであり、今後も長期的な取組を着実に進めていく必要がある。

一方、大綱策定から 4 年以上が経過し、対策・調査研究などの実績、その他知見が集積されてきたことや、関係府省において新たな施策の展開もみられること、さらに京都議定書目標達成計画（以下「目達計画」という）が平成 20 年 3 月に改定されるなど関連する計画等の中にも改定されたものがあることから、これらの新たな進展を踏まえた大綱の見直しを検討し、更なる対策の推進を図る必要がある。

2. 検討内容について

(1) 見直しの方針について

大綱策定以降、関係府省において関連施策・調査研究などの実績が充実してきているため、施策内容を更新するとともに、新たに得られた知見を基に資料編を充実することについて検討する。

また、各対策分野において示されている具体的施策の業績指標については、10 項目中 6 項目の指標年度が平成 19 年度以前となっており、その更新・追加等について検討する。

(2) 見直しのスケジュールについて

平成 20 年度内に見直しを完了することを目標とするが、関係する計画等の改定スケジュール等を踏まえつつ、柔軟に対応する。

3. 詳細の検討等について

2. (1) についての詳細の検討及び見直し案の作成作業については、幹事会において行う。